

具体的 使 途 基 準

費用区分	交付対象となるもの	交付対象とならないもの
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政に関する調査研究、先進地視察や現地調査に要する経費（市政に資する内容とする） 交通費、高速道路料金、車借上料（燃料費含）、宿泊費、視察調査先への手土産 ・ 移動経費は、視察先を結ぶ最短経路とする ・ 調査したものは広報紙発行の際、全て記事掲載することを交付の条件とする ・ 実施時期は、3月定例会前とし、1期間は4日以内の行程とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視察先を結ぶ経路から外れた行程は、調査研究費の対象としない ・ 一般的な観光地等の視察に係る経費 ・ 公式訪問を組み入れていない視察に係る経費 ・ 所属する政党の活動に関する経費 ・ 飲食代 ・ 無会派の議員は、公私の区別が困難なため、私的な行程を組み入れた場合や私的行程が発覚した場合は、いかなる理由であれ公費流用に準ずるため私的行程は全額自己負担とする
研 修 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の団体が行う研修会等への参加に要する経費 負担金、会費、資料代、交通費、高速路料金、車借上料（燃料費含）、宿泊費 ・ 会派主催の研修会開催経費 会場借上料、冷暖房費、配付資料印刷費 講師招聘（謝金・交通費実費分） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政党活動である会議に関する経費 ・ 所属する政党の活動に関する経費 ・ 飲食代 ・ 無会派の議員主催の研修会開催経費
広 報 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会派報等の印刷、送料（又は新聞折込手数料） 配布は市内全域にするものとする ・ 報告会の開催経費 会場借上料、冷暖房費、配付資料印刷費、湯茶・茶菓子代 ・ 議員任期満了となる前年の会報の発行は、2月末日までに発行したもの。（議員個人活動と関連） ・ 会派報の紙面内容は、会派活動を掲載するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属政党の活動報告PR費用 ・ 調査研究とは関連の薄い広報紙発行、報告会にかかる費用 ・ 飲食代 ・ 調査研究費を要した先進地視察の調査内容、成果が全て記載されていない ・ 印刷物が、特定地域のみ配布された場合 ・ 「市政だより」「議会だより」に掲載される記事内容 ※無会派の議員の広報活動に係る経費
広 聴 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広聴会の開催に必要な経費 会場借上料、冷暖房費、文書通信費、配付資料印刷費、通知送料等、湯茶・茶菓子代 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究と関連の薄い会議に要する経費 ・ 飲食代 ※無会派の議員の広聴活動に係る経費
要請・陳情活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会において原則一致をみて行う行動。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会において原則一致をみないもの。 ※無会派の議員の要請・陳情活動に係る経費
会 議 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政に資する目的の会議 交通費、参加費 ・ 会派が開催する会議にかかる経費 会場借り上げ料、冷暖房費、配付資料印刷費、湯茶・茶菓子代、謝礼又は交通費、参加費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査や研修目的の会議の経費は、調査研究費や研修費に属するものであるが、その範囲は、議員活動や政治・政党活動ではない会議、政党団体等との会議ではない市政に資する目的の会議以外
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料の印刷費、コピー料、翻訳料 ・ 写真現像、プリント料（資料作成必要分） ・ 資料作成に必要な事務用消耗品の購入費 ・ 事務用機器の購入費、リース料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政党活動、調査研究にあたらぬ活動にかかる資料費 ・ 選挙活動の資料作成費

資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・参考図書、資料等購入費 ・新聞雑誌等購読料（部数・冊数制限）（会派室への配達） 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究とは関連の薄い図書等の購入 ・趣味の色彩の濃い新聞雑誌等の購読 ・所属政党で発行する新聞・機関紙等の購読 ・図書券の購入 <p>※無会派の議員は、議員個人活動と区別が困難なため注意すること</p>
人件費	※田村市においての交付対象経費は想定されない	
事務所費	※田村市においての交付対象経費は想定されない	
全般的な留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・会派の政務活動は、所属議員全員で行う ・会派を対象として交付される場合、会派が行う又は会派の承認を得て行う調査研究活動等に必要経費を対象とする ・無会派の議員は、議員個人活動と区別が困難なため、疑義の生じない計画を行うこと ・特定の関係者に対する社会通念上認められる範囲内でのやむを得ない食事の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・会派を対象として交付される場合、会派の承認を得ない活動、議員個人の活動と区別しがたい活動に要する経費 <p>※無会派の議員は、議員個人活動と区別が困難なため、すべての費用区分において注意すること</p>

※この場合の飲食代とは、飲酒を伴う会食、宴会、懇談会等の費用を指す。

※無会派の議員の「広報費」「広聴費」「要請・陳情活動費」は、議員個人活動と区別が困難なため交付対象としない。

【政務活動費で支出対象とすることが出来ない経費】

なお、下記に該当しない経費であっても、政務活動の市政との関連性や数量等に正当制や合理性が見出せない場合は、不適切な支出となります。

ア、交際（慶弔、冠婚葬祭等）的な経費

祝金、餞別、寸志、見舞金、お中元、お歳暮、電報、年賀状等の挨拶状、名刺、葬儀、結婚式、祝賀会、新年会、暑気（残暑）払い、忘年会、祭り等に要する経費

イ、政党本来の活動に属する経費

党費、党大会賛助会、党大会参加費及び宿泊費、政党宣伝活動費、その他政党活動全般にわたる経費

ウ、選挙活動に伴う経費

選挙活動に関する経費、後援会活動に関する経費、事務所費及び人件費、議員個人の市政報告会等の経費

エ、会議等の際の飲食（食事、茶菓子代を含む。）に要する経費

落成式、慰労会、懇親会、親睦会、記念パーティー等の飲食等に要する経費

オ、私的な経費との区分が困難な経費

携帯電話代、議員個人の知識・能力・教養・資格等の取得が目的の経費
（パソコン研修費等）

カ、上記ア～エに係る交通旅費

キ、その他政務活動費から支出することが適当でない経費

政務活動との関連性が希薄な経費、公職選挙法の法令制限に抵触する経費、社会通念上不適切とされる経費、会計処理の規則を逸脱した支出（他年度分の支出等）、議員が個人の立場で参加している団体やその活動等に関する経費（自治会費、地区議員会費、〇〇友好会費、寄付や救援活動参加経費等）、保険掛金、訴訟関連経費、私的な経費（日用品、スーツ、眼鏡等）等